

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課

2 監査の範囲

令和4年4月から令和4年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和5年1月10日（火）から令和5年3月30日（木）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

環境政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	給水使用料について、調定処理を行っていないもの及び債権管理台帳が整備されていないものがあった。
	措置状況	調定処理を行っていなかったものについては、調定しました。債権管理台帳を適正に整備します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	草刈業務委託契約について、分割して発注しているものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。

リサイクル推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	有価物の売払収入について、売払重量を誤ったため収入額が過少となっているものがあつた。
	措置状況	誤っていた売り払い重量について訂正し、適正な収入額を収納しました。
イ	指摘事項	し尿処理手数料について、債権管理台帳が整備されていなかった。
	措置状況	債権管理台帳を適正に整備します。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	物品の調達について、適切な購入計画に基づいて適正で効率的な購入がされていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な購入計画に基づき効率的に購入します。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	有価物の売払契約について、不適切な収入見込み額の算定により適正な契約手続きが行われていないものがあつた。
	措置状況	今後は収入見込み額を適切に算定し、適正な契約手続きを行います。

(4) 財産管理事務

ア	指摘事項	寄附採納した備品について、備品台帳に登載されていないものがあつた。
	措置状況	登載されていなかった備品について、登載しました。今後は適正な管理を行います。

人権推進課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	賃貸借契約及び業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為である契約事務が執行されているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に契約事務を執行します。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	寄附採納した備品について、備品台帳に登載されていないものがあつた。
	措置状況	登載されていなかった備品について、登載しました。今後は適正な管理を行います。